

Title	「六諭衍義大意」についての教育思想史的考察
Sub Title	A comparative study of the educational ideas of "Rikuyu-Engi" and "Rikuyu-Engi-Taii"
Author	角田, 多加雄(Sumida, Takao)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1989
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.29 (1989.) ,p.121- 128
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000029-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「六諭衍義大意」についての教育思想史的考察
A comparative study of the educational ideas
of “Rikuyu-Engi” and “Rikuyu-Engi-Taii”

角 田 多 加 雄
Takao Sumida

The beginning of Rikuyu (Liu Yu, six admonitions) is traceable to the early Ming dynasty. But it really became valid as moral lessons in the late Ming era, which was a result of the development of Wang Yan Ming's Confucianism. The textbook called “Rikuyu-Engi”, written by Fan Hong, stressed the educational importance of Rikuyu and played a passive role in the rural area in China. Although there is no way of knowing what he was and when he wrote this book, there is no doubt that this book was influenced by the philosophy of Wang Yan Ming.

The Japanese version of “Rikuyu-Engi”, called “Rikuyu-Engi-Taii”, is decidedly outside the intellectual tradition of Wang's Confucianism. This textbook was adopted by the Japanese Bakufu (government) in the eighteenth century and was translated by the Neo-confucianist Muro Kyūsō. This process of translation reveals one typical way that how Japanese adopted foreign culture.

ま え が き

「六諭衍義大意」は、十八世紀の初頭、享保期に成立し、それ以降、近世中後期を通して庶民教化を目的として、多くの版をかさね、きわめて広範囲に普及した教訓書である。だが、この書が重要である理由はこのことのみにとどまらない。「六諭衍義大意」は、日本教育史上、まだ「体系的」とまではいえないが、庶民をその視野に入れ、直接の対象としたはじめての「上から」の教育政策のなかで出版された書物なのである。

ところで、これまでに、この「六諭衍義大意」に関する著者や論文は数多く発表されてきたが、そのなかの記述については、必ずしも統一的なものがみられなかった。この点についてはさらに実証的な調査が必要であると考えているが、筆者も他の場所でその部分的な結果を示したことがある。(注)そして、そこで残された課題の一つに、享保改革期の教育政策のなかで、この「六諭衍義大意」がどのような思想的位置をしめるものであった

のか、いいかえれば内容分析による「六諭衍義大意」の教育思想史上的位置づけ、という問題があった。それゆえ小論においては、この点を中心に、「六諭衍義大意」のテキストの分析を行うことによって、考察していきたいと考えている。

さらに、この分析において重要となるのは、この「六諭衍義大意」の原型である「六諭」、およびその解説版である、いわゆる茫鉉版「六諭衍義」の存在である。それゆえ、まず、「六諭衍義大意」の成立までの歴史的経緯を検討し、歴史的な文脈のなかでのこれらのテキストの位置を考察してその上で、「六諭衍義大意」をそれらと比較して分析するという方法をとりたいと思う。その際、小論においては、上述の各テキストを、できうるかぎりその原文と文脈にそって述べていきたいと考えている。

第一章 六諭の成立から和訳まで

周知のごとく、「六諭衍義大意」の原型である「六諭」、

すなわち「孝順父母、尊敬長上、和睦郷里、教訓子孫、各安生理、母作非為」の六条目が成立したのは明の太祖朱元璋が、洪武三十一年(1398)に頒布した「教民榜文」においてであった。ところで、明代初期の農村統治の基本形態は里甲制であったが、これは隣接する土地所有者110戸を一里とし、そのうち里長戸10戸を除いた100戸を十甲に分けるといふ編成で組織された、税役徴収および共同体的機能を強化するための機能をもった制度である。この里甲制のなかで、「六諭」は、「教民榜文」に示されているごとく、里内の老人などが毎月六回、木鐸をならして、里内を巡り唱えるものと規定されていた。したがって、明初における里甲制下での「六諭」とは、この農村統治形態を補完するものにはかならないものであったといえるだろう。だが、明も中期以降となると、この里甲制の解体過程が進み、それにつれて、それにつれて「六諭」も、家訓などのかたちで維持されつつも、全般的には衰退の方向をたどっていったのである。

一方、明代中期以降、農民反乱の多発に見られるような、この里甲制支配の解体過程における危機感を背景として、王陽明らによる陽明学がおこってきたが、この陽明学派において、従来の郷村の再編成という農村統治の方法として出てきたのが郷約であった。農村における、この郷約による教化活動の展開のなかで、清朝順治九年(1659)の順治帝による「六諭臥碑文」の頒布という事態をふまえて成立したのが、范鉉版「六諭衍義」であると考えられる。この間、政権は明から清へと移行するわけだが、政権における正統的イデオロギーはどちらも朱子学であった。だが、この范鉉版「六諭衍義」は、むしろ陽明学的文脈から生まれてきたものであると考えられる点に注目しなければならない。

このようにして成立した「六諭衍義」は、次に琉球へ渡ることになるのだが、この時、重要な役割をはたしたのが琉球の朱子学者程順則(1663-1734)であった。この程順則が中国留学の際、師であった儒者、竺天植の机上に見出したのが范鉉版「六諭衍義」であり、彼はこれを道徳的教化および中国語の学習のために福州において復刻出版し、琉球での教育において役立てた。このうちの一巻が、正徳五年(1715)の、いわゆる「江戸上り」の際に薩摩の島津氏に献上され、さらに、その「六諭衍義」が島津氏より徳川吉宗へと献上されることになったのである。当時、政治的改革を推し進めていた吉宗はこの書に注目し、和訳の命を室鳩巢に下し、「六諭衍義大意」が、享保七年四月(1722)出版された。以上が「六諭衍義大意」成立までの大まかな歴史的経緯である。

さて、これから「六諭衍義」および「六諭衍義大意」の分析に入っていくわけだが、そのまえに筆者が分析対象としているテキストについて若干説明しておこう。范鉉版「六諭衍義」については、慶応義塾大学図書館所蔵「官刻六諭衍義」を用いた。これは享保六年十一月に出版されたもので、全編にわたって荻生徂徠による訓点のつけられた、いわゆる「徂徠本」である。また、「六諭衍義大意」については諸本さまざま出ているが、本稿においては読者の便も考慮に入れて、『近世町人思想』(日本思想体系59, 岩波書店, 1975年)に拠った。この底本となっているのは、東京都立中央図書館所蔵の享保七年八月出版の、いわゆる洛陽版、一巻本(全四十一丁)である。

第二章 「六諭衍義」の分析

まず、范鉉版「六諭衍義」の分析に入るわけであるが、筆者が分析の対象にしているのはいま述べた、いわゆる徂徠版「六諭衍義」である。この書の構成について記しておく。まず序文が荻生徂徠によるもの、竺天植によるもの、范鉉によるものと続き、本文テキストに入る。最後に范鉉による跋文、程順則による跋文がついている。したがって程順則出版以前の形態をそのまま残し、その前後に後人の序文あるいは跋文がついたと思われるがゆえにここで分析対象とすることが可能なのである。

また、「六諭」は言うまでもなく六つの条目から成り立っているわけであるが、本論においては字数の関係上、第一条の「孝順父母」および第四条の「教訓子孫」の二つをとりあげて考察したい。理由は、この二つの条目が家族倫理のもっとも基本的な要素を扱ったものであると同時に、教育史研究上重要な要素を含んでいると考えるからである。だが、論の展開上、必要な場合は他の条目にもふれる。

A. 内容の分析

「六諭衍義」の「孝順父母」の条目における本文テキストは「聖諭ノ第一條ニ曰ク父母ニ孝順ナレト」という書き出しではじまる。(残りの条目も同様である。)以下、この本文テキストの要約をその文脈にそってみてみよう。

世間ニ在リテ貴賤賢愚ヲ論ズルコトナクイズレヒトリ
ガ父母生成スルナラザラン

イカンセン孝順ハ少ク不孝順ハ多キコトヲコレナニ
ヘゾ

コレ他ノ性中ニ孝順ノ良心有ルコトナキナラズ只コレ

虧損日久シクシテ人ノ夢中ニ在ルヲ人ノ他ヲ叫醒スナ
キガゴトシ

要するに人間として親から生まれない者はいないにもか
かわらず、世間には孝順ならざる者が多い。この原因
はその人の孝順の「良心」が自覚されていないからであ
る。次に父母の愛と苦勞についてかなり詳しく書かれて
いる。

試ニ想ヘ父母十月懐胎三年乳哺、多少ノ艱難ヲ受テシ
多少ノ驚怖ヲ擔シシ能ニ假シ湿ニ就キ出人提携シ、兒
子些カノ疾病アレバ父母トナルハ神ニ祈リ医ヲ求メ身
ヲモツテ替代スルコトヲ得ザランコトヲ恨ム。イマダ
カッテ飯ヲ喫ズシテ兒饑ニシテ怖レ、イマダカッテ
衣ヲ穿ズ先兒冷ニシテ愁フ。長大成人ニオヨンデハ
スナハチ定親婚娶、兒子門ヲ出デテ遠行スレバ心ヲ牽
キ意ニ掛ク。ハヤク去リ遅ク来レバ門ニ倚テ懸望ス。
一生ノ経営計算イズレノ一時イズレノ一件ガコレ兒子
ノタメニスル心腸ナラザラン。

一方、子どものほうはどうかといえ、生まれたばかり
り方ときは一時も親のそばをはなれることができない。
そして半年一年もたてば親をみて安心して喜ぶようにな
る。さらに、

三四才ヨリ以テ十四五才ニ至ルマデ饑レバスナハチ父
母ニ向テ食ヲ要メ寒ケレバスナハチ父母ニ向テ衣ヲ要
ム。以前ノ時節ハ人人皆父母ヲ親愛スルコトヲ知ル

生まれてから十四五才ぐらいまでの子どもの時には、
いわば本能的に親を愛することを知っているものなので
ある。

媳婦ヲ娶テスルニ至ルニ及ベバスナハチ父母ト一層ヲ
隔テス兒子ヲ生テスレバ眼前ニ許多ノ思愛ヲ添テス

ところが、結婚し子どもが生まれるころになると、そ
の本能的な愛もだんだん弱くなってしまい、愛情が妻子
へとむかうようになる。このような人はまさに「良心」
が死んでしまっているのではないだろうか、という。

さて、「父母ニ孝順ナレ」ということには二つの要素
がある。

一ニハ父母ノ身ヲ養フコトヲ要シ二ニハ父母ノ心ヲ安
ンゼンコトヲ要ス。

この具体的内容についてはきわめて詳しく書かれてい
るが、それは「貧富貴賤自不同アリ各人自己ノ力量ニ隨
テ自己ノ家私ニ盡セ」て行えばよいのである。

また、むかしから「天下是ナラザル父母ナシ」という
ごとく、父母ノ是非などは問うてはならない。

古人ノ云フ父慈ナラズトイヘドモ子モツテ孝ナラザラ
ンコトアルベカラズ

たとえ愛情を示してくれないと思えるような父でも、
子たるもの孝をつくさなければならない。

さらに親の死後においても、

父母亡シテ後ニ至テハ高明ノ地師ヲ求請シテ善地ヲ抉
ビ買ヒ時ニ乗ジテ葬埋セヨ。祭奠ニ至テハ自盡ス當ノ
道理アリ全ク一点ノ至誠哀慕ノ真心ヲ要ス。

タトヒ年深ク日久クモスベカラク子孫ヲ帯シテ春秋祭
掃ス常常父母ヲ思念シ死ニ事ルコト生ニ事ルガ如クナ
ル是レ真心孝順ノ兒子ナリ。

と、生前と同じ気持ちで敬うよう説いている。

そして最後に、「孝順ハ是レ第一等ノ善事、不孝順ハ
コレ第一等ノ悪事」としめくくっている。このすぐあと
に、「孝順父母」に違反した場合の「律令」を十ヶ条列
挙し、その次に孝順なる者と孝順ならざる者に関する具
体的人物の登場する故事をあげ、さらに本文の内容を要
約した内容の詩をつけている。

次に、第四の条目である「教訓子孫」のテキスト内容
を分析してみよう。第一条と同じく「聖諭ノ第四條ニ曰
ク子孫ヲ教訓セヨト」という導入ではじまる。

子孫ヲ教訓スルハ凡ソ人家宗祀ヲ接統シ家業ヲ保守シ
名ヲ揚ゲ親ヲ顯シ前ヲ光シ後ヲ耀カスルコトハ全ク子
孫ノ身上ニ靠在ス。子孫賢ナレバスナハチ家道昌盛ナ
リ子孫賢ナラザレバスナハチ家道消敗ス。コレハ眼前
見易ク人人知ルコトナリ。大家小戸ヲ論ズルコトナク
誰カ子孫ヲ重ンズルコトヲ知ラザラン。誰カ子孫賢ナ
レト想ハザラン。シカレドモ子孫賢ナル者ハ少ク賢ナ
ラザル者多キハコレイカナルワケゾ。

と、子孫を重んじ、賢くあれと願うことは親の自然な心
情であるとする。だが現実には必ずしも親の思うようには
ならない。

コレハ他ノ父祖トナルモノ子孫ヲ愛惜セザルニアラ

ズ。マサニコレ子孫ヲ愛惜スレドモ愛惜スル所以ノ道ヲ知ラザルユヘニ擔悞壞了ス。

つまり、その「道」が理解されていないのである。では、その「道」とはどのようなものか。

教訓ノ二字一時モ少キ得ズ

「教訓」ということをけっして忘れてはならない。これこそが「愛惜ノ道」なのである。古くから「胎教」というものがなされ、それによってりっぱな子が生まれる。幼いときは右手の使い方や、話し方を教え、六七才になれば生活態度を正しくさせる。さらに八才で小学に入れば、「灑掃応対進退之節礼楽射御書教之書」を教え、十五才で大学に入れば「明理正心修己治人之道」を教える。これは男子についてだが、女子の方とはいえば、十才の時より、家庭内で「針指紡織之法裁剪衣服之道」を教え、「言語容貌トモニ温恭柔順ナランコトヲ」教えることが必要であるとされる。

子どもには苦勞もさせる必要がある。これも真正に子孫を愛惜する方法なのである。ところが子どもは甘やかして育てがちである。この傾向は年とって子どもをもった場合によくあることである。また、教える者が、子どもの榮譽や利益を得ることのみを目的としてしまってもうまくいかない。だが、これらの問題は子どもの責任とすることはできない。

全クコレ子孫不肖ノ罪ナラズ、コレ当初教訓スルノ差ナリ

はじめにきちんと教えるかどうかの問題なのである。この点では女子の教育についても同様である。

愛ニ溺レテ教訓ヲ知ラザル者ハ、コレ子孫ヲ愛スルニアラズ。スナハチコレ子孫ヲ害スルナリ。知ランコトヲ要ス。子孫ヲ教訓スルコトハ全ク幼年ノ時候ニ在ルコトヲ。常ニイフ娘ヲ初来ニ教ヘヨ、子を嬰孩ニ教ヘヨト。コノ時童心イマダ喪ナハズ習染イマダ深カラズヲ趙テ正ニ他ヲ引クニ好シ。

つまり、外的な影響を受けていない幼い時から教育せよというわけである。そして、その「教訓」の内容は「六言」（すなわち「六論」）で十分であると説く。

こうしたことは子どもに時々話すことによって自然と理解させる必要がある。

ヲヨソナスベキコトトナスベカラザルコトトハ他ト時時講論セバ自然ニ聴キ從ハセンガ如シ。聴從セズンバ責治ヲ加シコトヲ要ス。

最後に、子孫が賢いかそうでないかは考えておく必要がある。この際、役人となるかならないかは全く問題にならない。問題は子どもの資質なのである。

子孫ノ資質聰明ニシテモツテ書ヲ読ムモノアラバ端方敵正ノ先生ヲ請ヘテ聖賢ノ道理ヲ把テ実実ニ他ヲ教導センコトヲ要ス。

若シ氣質愚鈍ニシテ書ヲ読コトアタハザルモノハ他ニ正経ノ生理ヲ教ヘヨ。農トナルモマタ可ナリ、工トナルモマタ可ナリ、商売トナルモマタ可ナリ。

要するに、子どもの資質にあわせて「教訓」することが大切なのである。だが、そのための最もよい方法はやはり「読書」である。

他ニ書ヲ読ミ理ヲ明ニスルコトヲ教ルコレ第一ノ緊事ナリ。

B. 教育思想上の位置づけ

以上が「六論衍義」の内容であるが、まず、その特徴について簡単に述べておきたい。

第一に、きわめて強い危機意識がみられるということである。その序に、

向キニ能ク遐陬ニ遍キ老人アリテ閭里ニ木鐸タリ。郷約ノ長ヲ設立スル所以任至テ重ケレバナリ。近来設クル所寥寥スナハチ設クルモ亦イマダ遍ク郷村ニ及ブコトアタハズ。

とあるように、郷村における教育活動の衰退に危機感をいだいて出されたものであり、しかも、その背景には、後述のように深刻な危機的社会的情勢があるのである。

第二に、記述がきわめて具体的、かつ詳細におよんだものである。

第三に、実用的な内容をもったものであるということだ。記述が家族関係の具体的な点にまでおよんでいるために、現実の教化活動において理解させることが容易であろうと思われる。と同時に、本文テキスト末につけられている罰則規定も詳細に書かれているために、法律的规定としても適応が容易であったらう。

第四に、言語の問題であるが、筆者にはまだそれを正

確に分析する能力はないが、当時の民衆に理解されやすい俗語・俗字をつかって書かれている。

つぎに、「六論衍義」にあらわれている思想について考察を試みてみよう。しかし、そのためには、この「六論衍義」が成立したと考えられる明末・清初の思想的状況について若干述べておく必要があるだろう。

先に述べたごとく、明代後期は従来の里甲制が、農村における貨幣経済の展開と特権地主および貧農（佃戸＝小作農）への階層分化によって、急激なスピードで解体しつつあった。この現実を鋭く洞察し、その矛盾にたいして危機的な認識をいただいていたのが王陽明（1472-1528）である。彼は農村における社会的矛盾にたいして、朱子学的な「外から」の道徳的教化のみをもってしては、そこにおける秩序を維持することは不可能であると考え、むしろ民衆自身の道徳的自覚をうながすことにより、現実的諸矛盾の解決をはかろうとしたのである。そのため、彼は従来の郷村秩序を再編すべく郷約を唱導し、広めていく活動に着手した。この郷約というのは同郷の人びとが、相互の利益をまもり、自治組織を運営していくために、ともに遵守すべく定められた規約であり、宋代の「呂氏郷約」に起源をもつとされる。（この点については後にふたたびふれる。）王陽明自身も「南贛郷約」をつくり、郷村における教化活動につとめた。だが、ここで忘れてはならないのは、王陽明がむしろ農民反乱にたいしては徹底的な弾圧者であったということである。つまり、彼は「良知」説をもって民衆の地平に立つ方向を示してはいるが、その活動をみるかぎり、既成の封建的郷村秩序関係を維持・強化することがその目的であったとみなければならない。こうした陽明における「歴史的限界」をのりこえようとしたのが、陽明没後分裂していった陽明学各派のうちの左派であった。その陽明学左派の中核に位置するグループに泰山学派とよばれる一派があった。この学派の特徴を一括して述べることは、それぞれの思想が個性的であるために、かなり困難なことであり、またそれに対する評価も現在のところ日本・中国ともそれぞれに一致するところをみないわけであるが、大ざっぱにまとめてみると、第一に、出身階層に関しては一般庶民階級が多かったこと、第二に、その思想に関しては、陽明における「良知」説の歴史的制約をのりこえ、良知の人間の平等性・連帯性を展開するに至り、社会的実践としてその普及をはかった学派であったといえると思う。ところで、『明儒学案』では、この泰山学派の項に、王心齋をはじめとする十八人の名があが

っているが、筆者がここで注目しておきたいのは羅近溪（1515-1588）という人物である。羅近溪の思想を一言で表現するならば、「赤子の心の哲学」であろう。彼は、陽明の「良知説」を発展させ、万人が平等に、かつ普遍的にもっている「赤子の心」説を出発点として、民衆におけるその自律的自覚を求めて、各地の農民をはじめとする庶民階層に対して自説を説いてまわったのである。だが、この羅近溪の社会的実践のねらいも、明代後期の社会的危機にたいして、民衆における「赤子の心」の自覚を促すことにより、不必要な対立を解消し、階層分化以前の本来の郷村的倫理形態の回復を実現することにあつたのではないだろうか。そして、彼が郷村遊説の際、その手段として用いたのが、郷約としての「六論」であったわけである。「羅近溪墓誌銘」によれば、その効果は「郷約ヲ立テ講規ヲ飭ヘ、聖論六言ヲ數演シ、惓惓トシテ人ニ勉ムルニ孝弟ヲ以テ先トナス。之ヲ行フコト暮月ニシテ、賦日に完ク、訟日に簡ニ、閭閻ノ頌聲・臺司ノ薦疏籍籍タリ」と記されている。

以上が明代中後期の思想的状況であるが、これを述べた理由は、「六論衍義」の著者范鉉が明らかに陽明学派、とりわけ陽明学左派の思想的影響を受けた人物であると考えられるからである。残念ながら、現段階ではこの范鉉という人物およびその思想については断定的な判断を下せないわけであるが、「六論衍義」のテキストを分析していくと、今後ある程度の限定が可能なのではないだろうか。

さて、その范鉉版「六論衍義」において思想的影響がもっとも明らかに示されているのは、第一に、跋文における「良心」という語の強調であろう。「余今特ニコノ編ヲ刻テ総テ良心ノ二字を提出シテ以テ従来学ヲ講ズルノ旨ヲ括ル」と、郷約による教化とこの書の出版の目的を「良心」という語に集約させている。さらに、「学問ノ道ソノ放心ヲ求メ心を欺カズ理ニ違ハズンバスナハチ明新止善モ何ソ知り難ク能クシ難クコレ有スニヘニコノ學也、以テ人ニ学ヲ勸ムルナリ。然レドモ此ヲ置テ講ズルコト勿ズンバ以テソノ良心ヲ提醒シテソノ事理ヲ商確スルコトナシ」と述べ、学問の目的がまさに「良心」の覚醒であるとしている。こうした表現のうちにさきに述べた陽明学左派的な思想形態の影響を認めることは無理なことではないと思う。ところで、陽明における「良知」が、この「六論衍義」において「良心」となっている点が問題となりうるであろう。清代に書かれた『明儒学案』巻三十四において、さきの羅近溪の思想について「先生之学、以赤子良心」と表現されていることを考え

ると、少なくとも清初においては彼の思想のキーワードとして「良心」の語が使われていたことがわかる。

第二に、第六条「母作非為」の中につきのような記述がみられる。

聖賢ハ人ニ側隠ヲ教ヘ、佛祖ハ人ニ慈悲ヲ教ヘ神仙ハ人ニ陰陽ヲ教ユ、儒釈道ノ三教総テコレ善念ノ一理ナリ。

ここにおいて示されている三教一致論は疑いなく陽明学のものである。

以上の検討から、「六論衍義」の著者である 范鉉が陽明学左派の流れをくむ人物であるとみることが、まだ推則の域を出るものではないが、ほぼ明らかなことであるとしてよいのではないだろうか。

第三章 「六論衍義大意」の分析

A. 内容の分析

こんどは「六論衍義大意」の内容をみていくわけであるが、はじめにその構成を少し述べておこう。「六論衍義大意」はまずはじめに鳩巢の和語による前文があり、この書の由来と出版の目的が書かれている。その次に本テキストが「六論衍義」と同じ順序で説明され、各テキストの最後には原本にある詩をそのままのせている。そして最後に、同じく鳩巢による跋文が漢文で書かれている。

それでは「六論衍義大意」における同じ条目をみていこう。(「六論衍義」の分析のときと同じく本テキストの記述順序にしたがう。なお、引用は原文のままである。)

第一条「孝顺父母」は、

凡世間にある人、貴きとなく賤きとなく、父母のうまざる人やある。されば父母は我身の出来し本なれば、本をば忘るまじき事なり。

という書き出しではじまる。そして父母の愛と苦勞については、

先十月の間、懐胎ありしより、母くるしむ。さて生れ出て、幼稚のほどは、父母ともに昼夜艱難をいはず、常にあらき風をもいとひて抱そだて、少も病有て煩はしければ、神に祈り、医をもとめ、我身をかかわり度ほどに思ひ、たゞ子の息災にして成長するを待より外は、何の願かはある。其子稍長なしくなれば、其ために師を撰び、芸をならはせ、よき人にもなれかしと思ひ、家をもおさむるほどになれば、縁をもとめ、婦をむかへて、さかゆく末をこひねがう。

そして、「孝行」の方法としては、

其孝行と云は、貧富貴賤は、をのづから不同あれば、必しも父母の衣食を結構にせよと云にもあらず。ただ分限相応に、父母の飽餒なるようにすべし。

その際、心得べき点として

さて第一に意得べき事は、いかほど父母の身を孝養すとも、其心を安ぜずしては、大なる不孝といふべし。

この「孝行」も親が活着しているうちにきちんとしなければ何の意味もないとする。そして、

今の世、やや孝心ありとみゆる人も、大かた妻をめとり、子をもてる身となれば、眼前妻子の愛にひかれて、をのづから朝夕の勤めさへおこたるを、くやしただにも思はず。

これが孝行の弱まっていく原因である。これでは問題であって、妻子より父母を大事にすることは当然のことである、とする。そして、

鳥の鳥さへ反哺とて、親にくゝめ反すといふ事あり。人として不孝なるは、人たる本心たえはてゝ、禽獣にもおとりたるといふべし。ふかくおそるべき事なり。

と、しめくくっている。

次に「教訓子孫」の条目の内容だが、まず、

凡在家には、子孫を重しとす。子孫人がらよければ、家もおこり、人がらあしければ、家も衰ふ。これみな人のしる事なれば、大家小家ともに、誰か子孫のよきをねかわざるべき。然るに子孫生まれなからにしてよきはまれなり。

と、教訓することの重要性をまず確認して、次にそれを具体的に説明している。

其教訓の法は幼稚の時より、第一に父兄につかへ、尊とく年たける者をば敬ふ道をしらしめ、起居は、必しづかなるようにといしましめ、人にまじはるには、無礼なきようにといしましむべし。

ここで女子の教訓にもふれている。

さて女子は縫針の事を教るはいふに及ばず、ただ平生柔和を本として、何事も穏便に真信なるやうにと教訓すべし。然らば成長の後、人の家の婦になりても、舅姑につかへ、夫にしたがひ、下部の女までもなつて、家内を和らげとゝのへ、ながく繁昌の福ともなりぬべし。

ところが、現実には子どもに問題おきることも多い。その原因は何か。

近代以来、父祖たる者、教訓の法をしらず、其子孫をそだつるを見るに、たゞ眼前の愛に溺れて、一切の飲食衣服、言語挙動まで、小児の氣随にするをよしとす。是によりて子孫たるもの、幼少より、一言のよき話をきかず、一毛の好事を見ず、その習はし僻となれば、放逸のみ好て、仮にも礼義の正しき事をしらず、たまたま学問をすゝむといへども、人たる道を教へんとはせずして、ただ是を以て名利の媒とする故に、其子孫たとひ学文すと云ども、道理におゐて何をか自得すべき。我身の行ひにおゐて、何の益かあらん。

教訓せず、甘やかせて育ててしまう問題性を指適している。女子の教訓についても同様の点にふれている。

又女子も、家にあるときに、教訓の法なく、氣随にそだつ故に、すでに人に嫁しても、家を治る事かなはずして、退出さるる者も世にそのためおほし。是必しも子孫のとかにもあらず、そのかみ教訓の法にたがふか故なり。

そして、子どもに問題がおきたとしても、それは子どもの責任ではなく、親に責任があるというわけである。

しかれば親の慈悲にもそむくにあらずや、孔子も子を愛せば、苦勞させよと宜へり。尤さもあるべき事なり。と、しめくくっている。

B. 教育思想史上の位置づけ

以上が「六論衍義大意」の内容であるが、まず、その特徴を簡単に述べておきたい。

第一に、「六論衍義」と同じく、強い危機意識をもった内容である。これはのちに述べるが、当時の日本における社会的危機にたいする認識がすどく反映されているためである。

第二に、基本的には原文に忠実であるということである。享保六年(1721)七月十三日吉宗に和訳の命を受け鳩巢が同年八月中旬提出した第一草稿は「上中下三冊に書立紙数六七十丁程有之候」という大部のものであった。この時点における草稿は現在していないので想像の域を出ないが、「六論衍義」の原文にかなり忠実なものであったのではないだろうか。その後、吉宗にさらに「是より短く」、「一段を三枚位につめ」るよう命じられ、現在するかたちの「六論衍義大意」が出版されるのは翌

年の四月であった。それだけの時間をかけたがために、現存版は、読みやすく、理解しやすいものになっているが、上に引用した原文テキストからも明らかのように、重要な点に関しては原文に忠実であったということがみてとれる。

第三に、そのように基本的な部分に関しては原テキストに忠実であるとはいえ、かなりの枚数の制約があるため、「和訳」というよりも「六論衍義」のエッセンスだけをぬきとった、まさに「大意」の名が示すごとく、要約的なものになっている。そして場合によっては全体的なまとまりをもたせるための文脈のいれかえすらみられるのである。これには吉宗の政策的な意向が反映されているとみるのが妥当であろう。なぜなら、この書の出版の目的は、政権の側から庶民に封建道徳を理解させ、徹底させることにあったのであるから、庶民が容易に読め、かつ理解できるレベルの文体と量でなければ意味がないのである。『兼山秘策』に見る限りでは、鳩巢の吉宗のこの方針に関するに理解には若干問題があるのではないかと思われなくもない。

以上のような特徴をもつ「六論衍義大意」であるが、そこに読みとれる思想をつぎに検討していこう。

「六論衍義大意」の成立した享保期、十八世紀初期は、商品経済の発展によって、富裕地主と貧農層への両極分解がはじまり、さらに商業資本の成長により、一般農民への中間的収奪も強化され、幕府・諸藩財政の窮乏化がすすんできた時期であった。こうした社会情勢のなかで、徳川吉宗による幕藩体制立て直しの諸政策がおこなわれた。庶民教化もそのひとつであるが、これは年貢の収納率の低下にたいして、従来のような権力的な収奪強化策のみをもってしては限界があるために、むしろ庶民のがわに封建的倫理を自覚させることによって、政権側の意向に容易にそわしめるという目的をもったものであると考えられる。であるとするならば、さきにもみた中国明末の社会的情勢と質的にパラレルであったこの時期に、民衆という基盤のなかからではなく、政権の側から「六論」の普及が試みられたということが、ここでもっとも重要な点であろう。

ところで、やはりさきに述べたように、「六論衍義」は、中国においては陽明学左派の展開の中から生まれた書であった。それにたいして、日本においては、朱子学を正統的イデオロギーとする徳川幕府の中枢から「六論衍義大意」が生まれたのである。つまり、陽明学の文脈のなかで生まれた「六論衍義」が朱子学の文脈のなかで、いわば取り込まれたかたちになったわけである。こ

こに明らかな矛盾が生じないわけにはいかないと考えるのが自然であろう。ところが、実際にはそこになんらの矛盾が生じることもなく、成立以降多くの幕府・各藩の政策担当者の支持を得、ひろく普及するところとなったのである。

もちろん、中国の朱子学派においてもけっして庶民教化が軽視されていたわけではない。それどころかむしろ朱子学においてはそれを積極的に推し進めようという方向すらみられたのである。郷約も陽明学派になって強調されたものの同学派にオリジナルなものではなく、朱子自身も「呂氏郷約」を広めようとした。この点に関していえば、朱子と王陽明は一致しているという見解もある。

こう考えてくると、正統化イデオロギーを朱子学に求めた徳川政権がその思想的背景から、政治的目的達成のために庶民教化を取り入れたとしてもなんら矛盾するものではないわけである。だが、筆者がここで取り上げている「六論衍義」が、中国においては陽明学左派の展開のなかから出てきたものであり、そしてその和訳をおこなったのが正統派的朱子学者である室鳩巢であったことを考えるならば、そこになんらかの矛盾が生じないわけにはいかないだろうと考えるのである。

この問題については、まず、和訳者である室鳩巢が「六論衍義大意」の出版目的をどのようにとらえていたかということからみていこう。序文において彼は「その書俚俗浅近の語を用て、善をすすめ、悪をいましむること偏に親切なり。あまねく世に流布して、人の教誡にもなれかし」と「六論衍義」をとらえ、それが和訳され、出版されることによって、「いやしき編戸の民、もとより漢土の文字さへ見習はねば、此書をよみて、其意をしる事かたかるべし」と述べている。ここには、いわば「外から」の封建的倫理を庶民の側に与えるという方向性しかみられないように思える。つまり、陽明学的な、民衆における「良知」の自覚といった要素は本文テキストからはまったくよみとれない。だがこれは鳩巢の思想的立場からすれば当然のことといえよう。

もう一つふれておかなければならない問題に、主従関

係における「忠」と家族道徳である「孝」の問題がある。先にも述べたように、「六論衍義」のテキストでは、この書が民衆を基盤として生まれたものであり、中国儒教史においては一般に「忠」よりも「孝」が重視されていたことを考えると、「忠」に関する記述がみられないのは当然であろう。ところが、「六論衍義大意」においてはその第二条目「尊敬長上」のなかで、

いかなるかこれ礼義ぞといへば、主従上下の差別をたて、としたかなる人と、若き人と次第をみだらぬ事なり。就中主従は、重きことなれども、主人に対して無礼なるは、世上にゆるさぬ事故に、末々までも、主従の間は、をのづから礼義を存するぞかし。されば主人を尊敬するは、人のみなしる事なれば、今更爰にいふに及ばず。

と、はっきり主従の間の礼、すなわち「忠」が登場してくるのである。ここに封建的君臣関係をささえるイデオロギーとしての朱子学という、日本朱子学に特徴的な要素が入ってきているのがみてとれる。

以上のことから結論を出すとすれば、この「六論衍義大意」は、陽明学的要素の朱子学的文脈への「取り込み」において、まさに思想的変容をとげた書であると考えてよいであろう。この場合の変容とは、陽明学的要素の完全な排除であり、正統化イデオロギーのための道具としての再編成であった。この変容の過程は、日本における外国文化（とりわけ中国文化）の受容形態の典型的な一面を示していると同時に、特殊性をも示していると考えられる。そして、日本における教育思想の受容史における典型性（共通性）と特殊性を論じることは、中国、朝鮮を含む東アジア世界のなかでの日本の歴史的立場を考えることへと発展していくであろう。ともあれ、さまざまな課題を残しつつも、これで小論をしめくくりにしたい。

(注) 拙稿「六論衍義大意前史—六論衍義の成立と、その日本伝来について—」(『社会学研究科紀要』第24号, 1984)